

◎障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法の一部を改正する件

新旧対照条文

○障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法（平成十九年厚生労働省告示第百三十三号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法</p> <p>障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）第二十一条の三第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める方法により算定する額は、次の各号に掲げる特定障害者（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第三十四条第一項に規定する特定障害者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 二十歳である特定障害者 次のイからニまでまでに掲げる特定障害者の区分に応じ、それぞれイからニまでに掲げる額</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 特定入所等サービス（法第三十四条第一項に規定する特定入所サービスをいう。以下同じ。）のあった月において要保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者をいう。）である特定障害者であつて、食費等の負担限度額（令第二十一条の三第一項第一号に規定する食費等の負担限度額をいう。）を零以上イ又はロにより算定した額未満とし</p>	<p>障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法</p> <p>障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）第二十一条の三第一項に規定する厚生労働大臣が定める方法により算定する額は、次の各号に掲げる特定障害者（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第三十四条第一項に規定する特定障害者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 二十歳である特定障害者 次のイからニまでまでに掲げる特定障害者の区分に応じ、それぞれイからニまでに掲げる額</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 特定入所サービス（法第三十四条第一項に規定する特定入所サービスをいう。以下同じ。）のあった月において要保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者をいう。）である特定障害者であつて、食費等の負担限度額（令第二十一条の三第一項に規定する食費等の負担限度額をいう。）を零以上イ又はロにより算定した額未満とした場合に</p>

た場合には保護(同法第二条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの 零以上イ又はロにより算定した額未満の範囲内で特定障害者が保護を必要としない状態となる額のうち最も高いもの

ニ 特定入所等サービスのあつた月において被保護者(生活保護法第六条第一項に規定する被保護者をいう。)である特定障害者  
零

二 (略)

別表第一(別表第三 (略)

は保護(同法第二条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの 零以上イ又はロにより算定した額未満の範囲内で特定障害者が保護を必要としない状態となる額のうち最も高いもの

ニ 特定入所等サービスのあつた月において被保護者(生活保護法第六条第一項に規定する被保護者をいう。)である特定障害者

二 (略)

別表第一(別表第三 (略)